



タイトル

近隣市町による差押え不動産の合同公売について

<項目> (あてはまるものすべてにチェック)

- |  |  |             |
|--|--|-------------|
| <input type="checkbox"/> イベント・会議等の事前周知依頼             | <input type="checkbox"/> イベント・会議等の取材依頼 | 全 1 枚 (本紙含) |
| <input checked="" type="checkbox"/> イベント会議以外の事業の周知依頼 | <input type="checkbox"/> 参加者募集の告知依頼    |             |
| <input type="checkbox"/> その他 (                       |  | )           |

<概要>

つくば市は、市税等の滞納により差し押さえた不動産の公売を、近隣市町等と合同で実施します。

- 日時 平成 29 年 10 月 24 日 (火曜日) 午後 1 時 15 分から午後 2 時 00 分まで  
(受付開始：午後 0 時 50 分 入札説明開始：午後 1 時 00 分)
- 場所 つくば市役所 2 階 会議室 202

●内容

市税等の滞納により差し押さえた不動産の公売を、つくば市を含む 12 団体 (古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、つくばみらい市、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、茨城租税債権管理機構) により、つくば市役所を会場に合同で実施します。

公売物件は約 20 件で、内つくば市の公売物件は 9 件です。

●主旨及び効果

公売は、市税等の滞納処分として差し押さえた不動産を、法の規定により売却して滞納市税等に充てるものであり、大多数の納期内納税者との公平性を図るための一環として実施しています。

今回、公売を合同で広域的に開催することで、より多くの買受人の確保や滞納抑止効果が期待できると考えました。また、公売実施に際しては、多くの人員が必要となるため、近隣市町等が協力して実施することで人員確保が容易、かつ効率的に実施できます。

●その他

公売対象不動産のお問い合わせは、公告を実施した市町に直接お願いします。

※当日の会場での報道機関取材について

- ・受付名簿に記入の上、傍聴席にて見学可能です。
- ・会場内での写真撮影、聞き取り取材はお断りします。

●関連 Web ページや検索キーワード

<http://www.city.tsukuba.ibaraki.jp/index.html> キーワード「不動産公売の案内」